

内閣委員会での強行採決に厳しく抗議し、カジノ合法化を許さない決議

特定複合観光施設区域整備法案（以下、「本法案」という。）が、国会に提出されひと月余りしか経たない本年6月15日、251条という極めて多数の条文から構成されている本法案を、衆議院内閣委員会においてわずか18時間の審議時間で、まもとな審議もなされないうちに、採決が強行された。

本法案は、カジノを開設するための手続きのほか、カジノの弊害を抑止するための規制を定めるものであるところ、規制の具体的な内容の多くが政令に委任されており、現実にはいかなる規制が定められるかについてはほとんど明らかにされておらず、このことが、熟議を阻む元凶となっている。

わずかに明らかにされているものとして、入場料を徴収することと一定期間あたりの入場回数等の制限があるが、とりわけ、入場回数制限については、24時間営業のカジノにおいて、連続3日、72時間も入場し続けることができるというものであり、およそ有効なカジノ依存対策となりえない。

また、本法案は、一定の金額を預け入れた顧客に対して、カジノ事業者が賭博資金の貸付けを行うことを可能としており、貸付額に関する貸金業法上の総量規制の適用も排除されている。これは、カジノ客がカジノから離れるのを許さず身ぐるみ剥いでいくための罠であり、カジノ依存を著しく助長するものであって、まさに略奪的ギャンブリングとしてのカジノの本性を現すものといわざるをえない。

その他、暴力団等の入場制限やマネロン対策も極めて不十分であり、カジノ解禁推進法成立時の附帯決議や総理自らの発言に登場する「世界最高水準の規制」は、一貫してカジノ合法化反対の意見が圧倒的である世論を意識した単なるスローガンにすぎなかったことは、今や明らかになったといわざるをえない。

我が国では、賭博行為の違法性阻却に関する確立した理解から、従来民間賭博場の設置は許されないとされてきた。その意味で、民間賭博であるカジノ合法化は、我が国の確立した法秩序に対する重大な挑戦であり、十二分に慎重な対応が求められるところである。

私たちは、本法案の衆議院内閣委員会での強行採決に厳しく抗議するとともに、あらためて、本法案の廃案とカジノ合法化を許さないために全力を挙げるものである。

右決議する。

2018年（平成30年）6月16日
全国カジノ賭博場設置反対連絡協議会
第5回定期総会